

裏面を確認し、【不在者投票】に該当する場合に提出してください。

名簿番号		
投票区	簿冊	番号
1		

請求書兼宣誓書

私は、令和5年11月12日執行の
大熊町長選挙
大熊町議会議員一般選挙の当日、下記のいずれかに
福島県議会議員一般選挙

該当する見込みであり、

都道府県 _____ 市区町村 _____ において不在者投票をしたいので、
投票用紙及び不在者投票封筒の交付を請求します。

記

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和5年 月 日

滞在地の住所	〒		
フリガナ		電話	
氏名	男・女		
生年月日	明治 昭和 大正 平成	年	月 日
選挙人名簿に記載されている住所	大熊町大字		

大熊町 選挙管理委員会委員長 様

◆投票用紙を請求する前に必ずお読みください◆

※この用紙は、大熊町の投票所が遠いため、避難先(滞在地)近くの不在者投票所や選挙管理委員会で投票する場合に使用します。

※大熊町が設置する投票所で投票する場合は「投票所入場券(ハガキ)」で投票できますので、この用紙を提出する必要はありません。

※不在者投票用紙を請求して受け取った後、大熊町の投票所で投票しようとする場合は、投票用紙一式を返還しないと投票できませんので、あらかじめご注意ください。

投票日(令和5年11月12日)に投票所へ行くことができますか？

はい

【当日投票】

大熊町が設置する当日投票所に入場券ハガキを持参して投票してください。
(投票所の場所は同封の「選挙のお知らせ」をご確認ください)

※この用紙を郵送する必要はありません。

いいえ

大熊町が設置する期日前投票所へ行くことはできますか？

はい

【期日前投票】

大熊町が設置する期日前投票所に入場券ハガキを持参して投票してください。
(投票の日時・場所は同封の「選挙のお知らせ」をご確認ください)

※この用紙を郵送する必要はありません。

いいえ

【不在者投票】

避難先等で投票できる不在者投票をご利用ください。

※この用紙を記入してお早めに同封の封筒で提出してください。